

○機能別消防団員・分団制度の導入(平成17年～)

- ⇒ 機能別団員:入団時にあらかじめ決めた特定の活動・役割のみに参加する団員
- 機能別分団:特定の役割、活動のみを実施する分団

○消防団協力事業所表示制度の導入(平成18年～)

- ⇒ 一定の要件を満たす消防団協力事業所に対し、市町村又は消防庁が認定し、表示証を交付

○消防団等充実強化アドバイザー派遣制度(平成28年度までは消防団員確保アドバイザー派遣制度)の導入(平成19年～)

- ⇒ 地方公共団体の要請に基づき派遣し、消防団の充実強化等を助言

<平成25年:「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の制定>

○「消防団の装備の基準」の改正(平成26年)

- ⇒ 上記法律の制定を受け、情報通信機器、安全確保のための装備等の消防団の装備を充実するよう改正

○消防団員の退職報償金の引上げ(平成26年)

○学生消防団活動認証制度の導入(平成26年～)

- ⇒ 真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をした大学生、大学院生又は専門学生について、市町村がその実績を認証し、就職活動を支援する制度

○大規模災害団員制度の導入(平成30年～)

- ⇒ 「大規模災害団員」の枠組みを示し、各地方公共団体での導入を促進

○消防団設備整備費補助金の創設(平成30年～)、補助対象資機材の拡充(令和元年～)

○消防団員等の公務災害補償に係る補償基礎額の引上げ(令和2年4月～)

○消防団員のマイカー共済の開始(令和2年4月～)

機能別団員・機能別分団について

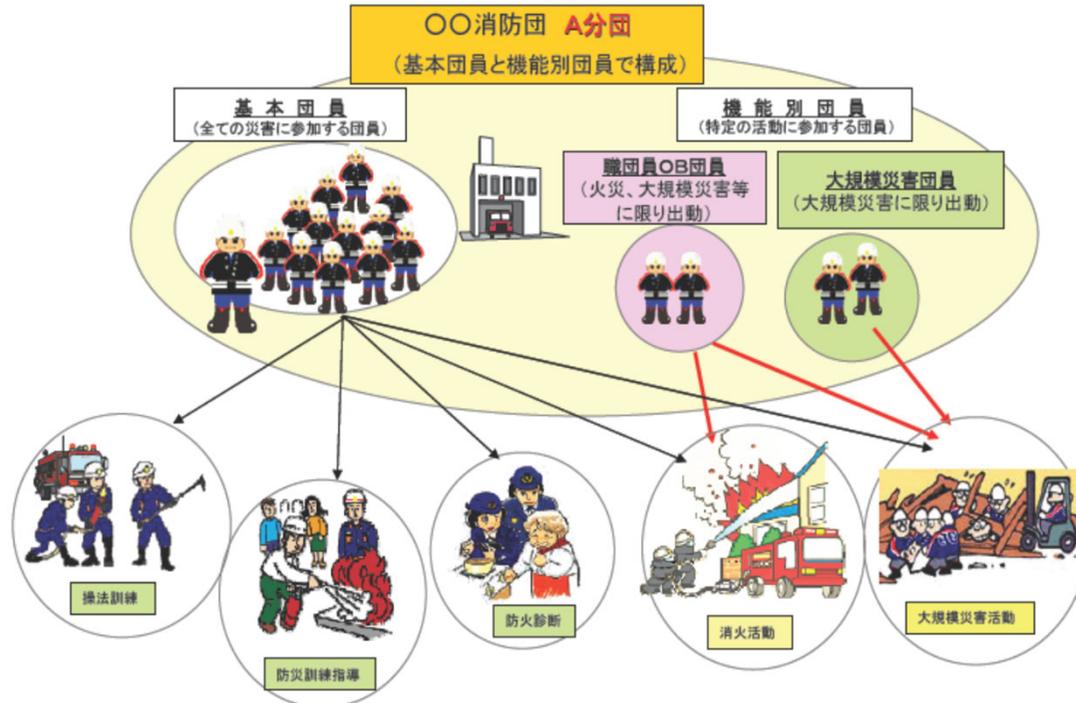
- 機能別団員・機能別分団は、消防団員がすべての災害活動に参加する基本的な消防団制度の**補完的な制度**として、各市町村が地域実態に応じて採用(R2.4.1現在 558市町村が導入済)。

<平成17年1月26日付け消防庁消防課長通知により、全国の市町村に制度導入を要請>

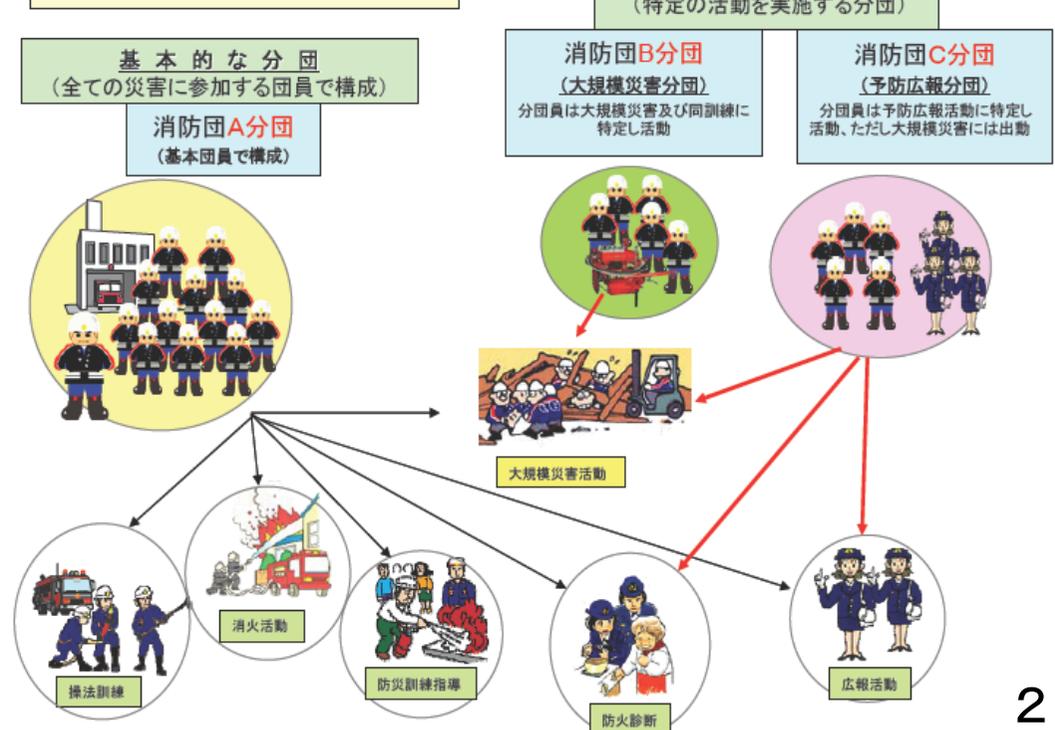
- 機能別団員 (特定の活動、役割のみに参加する団員)
 - ・基本団員と同等の活動ができないなどの人が、入団時に決めた特定の活動・役割に参加する制度
 - ・消防職員・団員OB、被雇用者、女性等が担い手となることが今後も想定される

- 機能別分団 (特定の活動、役割を実施する分団)
 - ・特定の役割、活動を実施する分団・部を設置し、所属団員は当該活動を実施する制度
 - ・機能別分団の例としては、大規模災害対応、火災予防対応などを目的とした分団や事業所単位の分団

機能別団員の活用事例



機能別分団の活用事例



消防団協力事業所表示制度等について

事業所として消防団活動に協力することが、その地域に対する社会貢献及び社会責任として認められ、当該事業所の信頼性の向上につながることにより、地域における防災体制が一層充実する仕組み。

(令和2年4月1日現在)

認定要件

＜市町村消防団協力事業所（次のいずれかに該当すること）＞

- ※市町村によって要件は異なるが、概ね次のとおり
- ・従業員が消防団に相当数入団していること
- ・従業員の消防団活動に積極的に配慮していること
- ・災害時に資機材等を消防団に提供するなど協力していること
- ・従業員による機能別分団等を設置していること 等

市町村マーク(シルバーマーク) ⇒

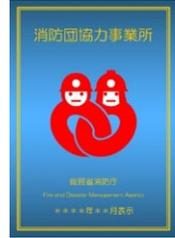


＜総務省消防庁消防団協力事業所（次のすべてを満たすこと）＞

- ・市町村消防団協力事業所の認定を受けていること
- ・消防団員が従業員の概ね1割以上いること(最低5人以上)
- ・消防団活動への配慮に関して内規等に定めていること 等

消防庁マーク(ゴールドマーク) ⇒

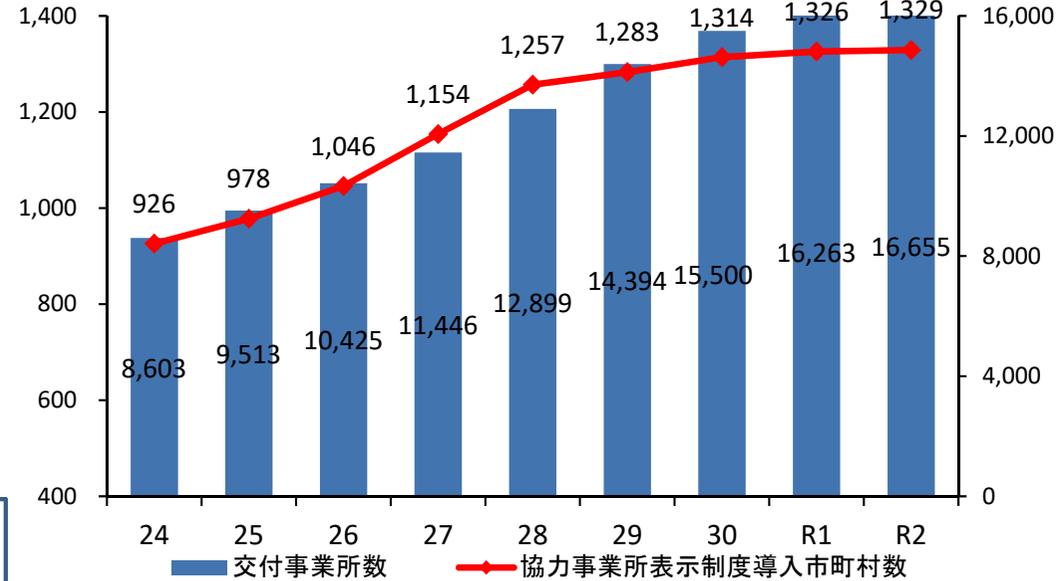
※ 総務省消防庁消防団協力事業所数 786事業所



消防団協力事業所表示制度導入市町村数・市町村消防団協力事業所数の推移

制度導入市町村

市町村協力事業所数



調査対象: 1,719市町村(東京都特別区は一つの市町村として計上)

自治体による支援策の実施状況

＜都道府県 29都道府県＞

- ①減税 3県
 - ・法人事業税等の減税
 - 減税限度額 10万円(長野)、100万円(静岡)、100万円(一定の要件の場合200万円)(岐阜)
- ②金融 5県
 - ・県制度融資信用保証料割引(宮城、福島)・中小企業振興資金における貸付利率の優遇(長野)
 - ・中小企業制度融資(山梨、島根)
- ③入札 22都道府県
 - ・入札参加資格の加点 ・総合評価落札方式の加点 など
 - (青森、宮城、秋田、山形、栃木、埼玉、東京、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、島根、広島、山口、高知、福岡、長崎、熊本)
- ④その他 18府県
 - ・消防団員雇用貢献企業報奨金制度(岐阜)
 - ・表彰制度(宮城、秋田、新潟、富山、福井、山梨、長野、岐阜、三重、兵庫、広島、山口、徳島、愛媛、福岡、佐賀、長崎)
 - ・物品調達における優遇(京都)
 - ・県ホームページでの事業所ホームページリンク無料掲載(山口)

＜市町村 388市町村＞

- ①入札 251市町村
 - ・入札参加資格の加点 ・総合評価落札方式の加点 など
- ②その他 156市町村
 - ・消防団協力事業所報償金制度
 - ・協力事業所割引制度
 - ・消火器の無償提供
 - ・広報誌広告掲載料の免除
 - ・防災行政無線戸別受信機の無償貸与
 - ・表彰制度

消防団等充実強化アドバイザーの派遣

○概要等

地方公共団体等の要請に基づき、消防団等充実強化アドバイザーを当該地方公共団体等に派遣して、消防団への加入促進、消防団の充実強化及び活性化等の方策等について助言を行う制度。

アドバイザーは、地方公共団体等の推薦を受け、消防団の充実強化等に関する豊富な知識又は経験を有する者を認定。

○派遣実績

令和元年度：27団体、平成30年度：28団体、平成29年度：29団体、平成28年度：32団体

消防団等充実強化アドバイザー(令和2年6月9日現在)

	都道府県	氏名	所属団体・役職名		都道府県	氏名	所属団体・役職名
1	青森県	沖田 隆成	(元) 南部町消防団長	15	岡山県	左居 喜次	(元) 美咲町消防団長
2	岩手県	庭野 和義	(元) 久慈消防署種市分署長	16		葛原 佳史	美咲町消防団員
3	茨城県	米川 幸雄	阿見町消防団顧問	17	広島県	神村登紀恵	広島市西消防団女性隊隊長
4		山本みゆき	元阿見町消防団女性部・部長	18		柳迫 長三	広島市防災士ネットワーク代表世話人
5		伊籐 好	筑西広域市町村圏事務組合消防本部消防次長	19		平田 信夫	(元) 広島市安佐南消防団長
6	群馬県	佐藤 勝美	(元) 財団法人草加市体育協会常務理事	20		勝宮 章	(元) 呉市消防局長
7	千葉県	田邊 茂	長生郡市広域市町村圏組合消防団副団長	21	愛媛県	石丸ちえみ	松山市消防団部長
8	東京都	小澤 浩子	赤羽消防団副団長	22		玉井 公	松山市消防局地域消防推進課副主幹
9	神奈川県	丸山 正美	元横浜市消防局総務部消防団課	23		山口 賢司	(元) 宇和島地区広域事務組合消防本部消防長
10		堀下 清美	(元) 横浜市消防局女性消防団員指導者	24	福岡県	太田 和弘	北九州市若松消防署警防課警防第三担当課長
11	長野県	五十嵐幸男	公益財団法人長野県消防協会参与	25		内村美由紀	北九州市八幡東消防団副団長
12		古村 幹夫	(元) 長野県消防協会会長	26	佐賀県	古賀 大喜	公益財団法人佐賀県消防協会常務理事
13	愛知県	加藤 實	東海学園大学共生文化研究所研究員	27	熊本県	長濱 美香	平国女性分団員
14	三重県	櫻川 政子	津市消防団津方面団分団長				

「消防団の装備の基準」の平成26年改正等

1. 装備の基準の改正

改正の目的

「消防団の装備の基準」（平成26年消防庁告示第2号）について、平成25年12月13日に公布・施行された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を受け、情報通信機器、安全確保のための装備、救助活動用資機材等の消防団の装備を充実するよう改正（平成26年2月7日公布）。

主な改正内容

○双方向の情報伝達が可能な情報通信機器の充実（トランシーバー）

災害現場での情報共有のため双方向の通信手段を確保する観点から、団員及び団員の直近上位の階級にある消防団員にトランシーバーを配備することとした。この結果、全ての階級の消防団員に双方向通信用機器（トランシーバー等）を配備することとなった。

○消防団員の安全確保のための装備の充実（安全靴、ライフジャケット等）

風水害等の災害現場での活動時の安全を確保するため、安全靴（救助用半長靴）、ライフジャケット、防塵マスク等の装備を全ての消防団員に配備することとした。

○救助活動用資機材の充実（チェーンソー、油圧ジャッキ、投光器等）

救助活動等に必要となる自動体外式除細動器（AED）、油圧切断機、エンジンカッター、チェーンソー、油圧ジャッキ、投光器等の救助活動用資機材を全ての分団に配備することとした。

2. 地方交付税措置の拡充

上記改正に伴い、消防団の装備について、地方交付税措置を大幅増額（標準団体（人口10万人）当たり、約1,000万円（平成25年度）から約1,600万円（平成26年度）へ増額。その後も、数次増額し、令和2年度は約1,800万円（前年度比+20万円））

消防団員の退職報償金について

退職報償金

- 消防団員が退職した場合、市町村は、その労苦に報いるため、慰労金の性格として当該団員の階級及び勤務年数に応じ、条例で定めるところにより退職報償金を支給することとされている。
- 平成26年に「消防団員等公務災害補償等責任共済に関する法律施行令」を改正し、全階級で一律5万円引き上げ(平成26年4月1日施行)。

(単位:千円)

階級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	239	344	459	594	779	979
副団長	229	329	429	534	709	909
分団長	219	318	413	513	659	849
副分団長	214	303	388	478	624	809
部長/班長	204	283	358	438	564	734
団員	200	264	334	409	519	689

学生消防団活動認証制度（平成26年11月～）

真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をした大学生、大学院生又は専門学校生について、市町村がその実績を認証し、就職活動を支援することを目的とする。

【学生消防団活動認証制度の導入状況（R2.4.1時点）】

時点	導入済団体
H28.4.1	69
H29.4.1	189
H30.4.1	266
H31.4.1	290
R2.4.1	323

約4.7倍

制度の概要

認証対象者

- 1年以上の活動実績
- 在学中又は大学等を卒業して3年以内

市（町村）長

（認証の可否について審査）

「学生消防団活動認証状」及び
「学生消防団活動認証証明書」の交付

「学生消防団活動認証決定通知書」の交付

学生消防団員

消防団長

企業

就職活動時に「学生消防団活動認証証明書」を提出

消防庁様式

学生消防団活動認証状

〇〇市（町村）学生消防団活動
認証状

〇〇 〇〇 様

あなたは、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をしたので、その功績を認証いたします。
（活動内容）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市（町村）長 〇〇 〇〇 印

（消防庁様式）

学生消防団活動認証証明書

〇〇市（町村）学生消防団活動
認証証明書

下記の者は、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をしたことにより、〇〇市（町村）学生消防団活動認証制度により認証を受けた者であることを証します。

（氏名） 〇〇 〇〇
（生年月日） 平成 年 月 日
（活動内容）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市（町村）長 〇〇 〇〇 印

（消防庁様式）

消防団設備整備費補助金（消防団救助能力向上資機材緊急整備事業）の概要

○補助金の趣旨

災害時における消防団のより効果的な救助活動を図るため、消防団の配備が進んでいない救助用資機材等の整備を促進することを目的。緊急対策として、3年間に限り、臨時特例的に創設。

○補助率

1/3（地方負担分2/3に特別交付税措置（措置率0.8）を講じている。）

○補助対象事業者

市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）

○政府予算額

H30補正予算：7億4千万円 R1当初予算：7億4千万円 R2当初予算：7億4千万円

【補助対象資機材】各市町村で、必要な資機材の種類、個数を選択可



AED



油圧切断機



エンジンカッター



チェーンソー



ジャッキ



トランシーバー
(デジタル簡易無線機を含む。)



発電機



投光器



排水ポンプ



ボート



救命胴衣等(※)



切創防止用保護衣等(※)

※破線囲みの資機材は、交付要綱の一部改正（令和元年12月13日付け消防地第239号）により、補助対象として追加したものの。

※救命胴衣等とは、救命胴衣のほか、浮環、フローティングローブをいう。

また、切創防止用保護衣等とは、切創防止用保護衣のほか、耐切創性手袋、防塵メガネ、防塵マスクをいう。

消防団員の公務災害補償の基礎額

単位：円

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長・副団長	<u>12,440</u> ←12,400	<u>13,320</u> ←13,300	<u>14,200</u>
分団長・副分団長	<u>10,670</u> ←10,600	<u>11,550</u> ←11,500	<u>12,440</u> ←12,400
部長・班長・団員	<u>8,900</u> ←8,800	<u>9,790</u> ←9,700	<u>10,670</u> ←10,600

※右は令和元年度までの基礎額

○ 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）別表

○ 最低額・最高額は公安職の俸給表より算出

・ 1級63号 265,600円（R2）/30日 = 8,853.333円 ≒ 8,900円

・ 7級43号 425,100円（R2）/30日 = 14,170円 ≒ 14,200円

消防団マイカー共済（令和2年4月1日～）

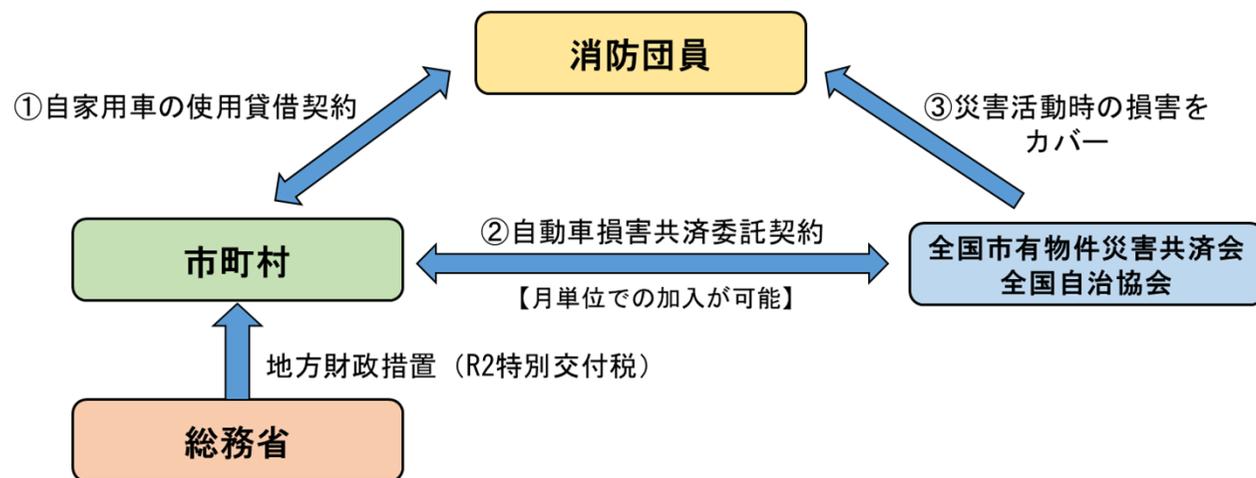
1. 趣旨及び事業内容

近年の大きな災害の発生状況等を踏まえ、消防団員に安心して活動してもらうため、マイカーや対物・対人の損害を補償する共済を開始。

具体的には、災害時に急を要する消防団活動のために、非常勤の特別職地方公務員の身分を有する消防団員がやむを得ず、自家用自動車（原動機付自転車を含む）を使用した場合に、当該自家用自動車を市町村が相互に救済する事業。

2. 実施主体

公益社団法人全国市有物件災害共済会（市分）、一般財団法人全国自治協会（町村分）



3. 共済事業のポイント

- ・1月単位での加入が可能（例：出水期（9月～11月）の3月加入）。
- ・実施主体から支払われる共済金は、優先払い（消防団員が加入している民間の自動車保険の適用が不要）。
- ・分担金に対して、令和2年度は特別交付税措置（0.5）を講じる。

4. 開始日

令和2年4月1日

5. その他

各都道府県・市町村に対し、令和2年3月31日付で消防庁次長名による通知を発出。